

令和5年度石川県物価高騰対策支援金支給要綱（医療分）

（趣旨）

第1条 報酬等が公定価格として定められ、エネルギー価格・物価高騰の影響を価格に転嫁できない県内医療機関等に対し、光熱費・食費等の高騰分を支援するため、予算の範囲内において、石川県物価高騰対策支援金（医療分）（以下、「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）病院 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- （2）診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- （3）助産所 医療法第2条に規定する助産所をいう。
- （4）施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）第9条の2又は柔道整復師法（以下「柔整法」という。）第19条の規定により開設した施術所をいう。
- （5）薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。

（事務の取扱い）

第3条 石川県から支援金事業を委託された「石川県物価高騰対策支援事業（医療機関・福祉施設等）運営事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（支給の対象）

第4条 令和5年7月1日時点において石川県内に所在し、申請日時点において稼働し、事業継続予定である病院、診療所、助産所、施術所、薬局を運営する者（公立を除く）を支給の対象とする。

(支給額)

第5条 支給額は、別表に定めるとおりとする。

(同意事項)

第6条 次の各号のいずれにも同意した者でなければ、支援金を支給しない。

- (1) 支給対象施設の要件を満たしていること
- (2) 支給のために提出した書類に虚偽がないこと
- (3) 支援金の申請は、1施設につき1回限りとすること
- (4) 石川県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- (5) 県税の滞納がないこと
- (6) 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること
- (7) 個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること

(申請)

第7条 支援金の支給を受けようとする者は、石川県物価高騰対策支援金申請書（医療分）（様式第1号）を、令和5年12月27日までに知事に提出しなければならない。

2 前項のうち別表の4に該当する者は、別表の4の額が確定する前に、別表の1の額を申請し、別表の4の額が確定した後、別表の1の額と別表の4の額の差額を申請することができる。

(支給の決定等)

第8条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、支援金を支給すべきものと認めたときは、支給の決定をする。

2 支給の決定をした場合には、その決定の内容を申請者に通知するとともに、支援金を速やかに支給する。

- 3 第 1 項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を支給すべきでないと認められたときは、石川県物価高騰対策支援金不支給決定通知書（医療分）（様式第 2 号）により支援金の交付の申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し等）

第 9 条 知事は、支援金の支給をした場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

- （1）申請の取下げがあった場合
- （2）本要綱に違反した場合
- （3）虚偽又は不正の手段をもって支援金の支給を受けた場合
- （4）重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を支給することが適当でないと認められた場合

（支援金の周知等）

第 10 条 知事は、石川県物価高騰対策支援金の交付に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療機関等への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第 11 条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療機関等から第 7 条に定める申請の期限までに同条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が支援金の給付を辞退したものとみなす。

- 2 知事が第 8 条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、石川県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（調査）

第 12 条 知事は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の支給を受けようとする又は支給を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第13条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

別表

区分		支給金額(1 医療機関当たり)
1	病院、有床診療所（保険医療機関に限る）	許可病床数×30 千円 (3床以下の場合は100 千円)
2	無床診療所（医科・歯科）（保険医療機関に限る） 助産所（出張専門は除く）	100 千円
3	施術所 (出張専門は除く。同一施設ではき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方) 薬局（保険薬局に限る）	50 千円
4	特別高圧電力を受電する病院	令和5年1～8月分 …電気使用量1kWh あたり 2.0 円 令和5年9月分 …電気使用量1kWh あたり 1.0 円 上記の合計額と1により 算出される額のいずれか 多い額